

令和6年11月20日

水道施設管理技士認定・登録に係る認定取り消しについて

水道施設管理技士制度において、本制度の資格認定・登録に必要な水道実務経験又は水道事業体での現場実務経験を満たしていない者が、虚偽の申請により資格認定・登録を受けていたことが判明しました。

このため、下記の者に対して、水道施設管理技士資格認定・登録要綱第15条第4項の規定に基づき資格を失効させる処分を行うとともに、以降二年間は申請を受理しないこととしました。

併せて、当該資格の実務経験を証明した者に対し、厳重注意し、再発防止を指導しました。

記

・処分対象者

水道（浄水）施設管理技士3級

登録ID：A5503855（交付年月日：令和6年8月20日）

以上1名

公益社団法人日本水道協会

水道施設管理技士認定センター(研修国際部研修課内)

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-9

電話：03-3264-2462 E-mail kenshu@jwwa.or.jp